

新潟県小学生バドミントン連盟規約

第1章 名称及び所在地

第1条 本連盟は、新潟県小学生バドミントン連盟と称する。

第2条 本連盟は事務局宅に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、県内の小学生バドミントン団体の中核機関となり、小学生バドミントンの健全な普及・発展ならびに次代を担うプレーヤーの育成を図り、併せて小学生のスポーツ活動に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 小学生のためのバドミントン大会の開催
- 2 競技及び技術の指導
- 3 北信越小学生大会・全国小学生大会の連絡及び大会参加
- 4 小学生バドミントンに関する調査研究
- 5 その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

第3章 組織

第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同して加盟した県内の小学生のバドミントン団体及び個人で組織する。

第4章 加盟

第6条 加盟団体及び個人加盟者は、加盟金を納入するものとする。加盟金は別に定める加盟規定による。

第5章 役員

第7条 本連盟に下記の役員を置く。

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 理事長 | 1名 |
| 4 副理事長 | 2名 |
| 5 理事 | 若干名（事務局・会計担当理事含む） |
| 6 代議員 | 加盟団体1名 |
| 7 監事 | 2名 |

第8条 会長・副会長は総会において選出する。会長は、本連盟を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。理事は、総会の推薦により会長が委嘱する。理事は会務を分掌する。理事長・副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。理事長は、会長の指示を受け会務を執行する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

代議員は、加盟団体を代表し、総会において重要事項の審議にあたる。

監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。監事は本連盟の会計を監査する。

第9条 本連盟は必要に応じ、総会の議決を経て、名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長の諮問に応じる。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残留期間とする。

第6章 機関

第11条 本連盟の機関は、総会・理事会とする。また、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第12条 総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・代議員及び監事で構成し、下記の事項を決議する。

- 1 事業及び収支決算の承認
- 2 事業計画及び収支予算案の承認
- 3 規約規定の改廃
- 4 役員の選出
- 5 加盟金及び登録料の決定
- 6 その他本連盟の重要事項

- 第13条 総会の開催は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 第14条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成し、総会より委任された事項を審議及び執行する。
- 第15条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 第16条 総会及び理事会の議長は会長が当り、会長不在のときは出席した構成員の中から選出する。
- 第17条 専門部会は、選出された専門部員をもって構成し、理事会から委任された専門事項を担当する。
- 第18条 専門部会は部長が招集する。
- 第19条 本連盟の機関は、委任状も含め、構成人員の2分の1以上をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもつて決する。可否同数の場合は議長が決する。

第7章 経費及び会計

- 第20条 本連盟の経費は、加盟団体及び個人加盟の加盟金・登録料、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれに当てる。
- 第21条 事務局および会計に年間 24,000 円、競技会計へ大会日毎に 3,000 円の手当を支給する。
- 第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

- 附 則
- 1 本規約は、平成12年4月1日より実施する。
 - 2 本規約は、平成16年3月14日に一部改正し、実施する。
 - 3 本規定は、平成27年3月28日から一部改正し、実施する。
 - 4 本規定は、平成29年3月19日から一部改正し、実施する。

新潟県小学生バドミントン連盟加盟・登録 規定

- 1 新潟県小学生バドミントン連盟規約第6条により本規定を定める。
- 2 加盟金は、団体加盟 7,000 円、個人加盟 3,000 円とする。
- 3 登録料は、年間 1 人 1,000 円とする。ただし、その内訳は、日本小学生バドミントン連盟 500 円、新潟県小学生バドミントン連盟 500 円とする。(並行して日本バドミントン協会への加盟と登録を各団体にて行うこと。)
- 4 加盟・登録は、所定の様式により行う。
- 5 加盟・登録は、毎年度更新するものとする。
- 6 加盟団体は、単一の組織として、実際に活動している団体とする。
- 7 会員の二重登録及び、年度内の移籍は、できないものとする。
- 8 加盟・登録は、加盟書類と加盟金及び登録料が新潟県小学生バドミントン連盟事務局に届けられたときをもって手続き完了とみなす。

- 附 則
- 1 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
 - 2 本規定は、平成 16 年 3 月 14 日から一部改正し、実施する。
 - 3 本規定は、平成 18 年 3 月 11 日から一部改正し、実施する。
 - 4 本規定は、平成 20 年 3 月 9 日から一部改正し、実施する。
 - 5 本規定は、平成 21 年 3 月 20 日から一部改正し、実施する。
 - 6 本規定は、平成 26 年 3 月 21 日から一部改正し、実施する。
 - 7 本規定は、平成 29 年 3 月 19 日から一部改正し、実施する。
 - 8 本規定は、令和 5 年 3 月 19 日から一部改正し、実施する。